

大阪大学適塾記念センター データベース利用規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪大学適塾記念センター（以下「センター」という。）が学術調査・学術研究の振興及び教育活動のため公開するデータベースの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「データベース」とは、文献、数値、画像、その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成し、実用に供し得る条件を備えたものをいう。

(公開方法)

第3条 データベースの公開方法は、一般公開とする。

(利用時間)

第4条 データベースの利用時間は、別に定める場合のほか原則24時間とし、必要な場合には、センター長は臨時に業務の全部又は一部を休止することができる。

(利用料金)

第5条 データベースの利用は無償とし、有償の場合は別に定める。

(利用による成果の公表)

第6条 利用者がデータベースを利用し研究成果等を公表する場合は、センターのデータベースを利用したことを明記するとともに、センター長にその公表物を1部提出するものとする。

(利用方法等の遵守)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- (2) データベースに定められた利用方法を守ること。
- (3) 営利を目的として使用しないこと。
- (4) プライバシーを侵害しないこと。
- (5) その他、センター長が指示する事項を遵守すること。

(不正利用の防止等)

第8条 データベースの利用に関し、この規程に反する利用、その他不正・違法行為が行われた場合、又は行われようとした場合は、センター長は利用の停止など不正防止のための措置を行うことができる。

2 センター長は、不正・違法行為によりデータベース等に損害が生じた場合は、その行為者に現状回復のための処置や損害の賠償を要求することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、データベースの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。